

建 建 企 第 583 号
令和 3 年 10 月 5 日

関係機関各位

横浜市 建築局 建築企画課長

横浜市建築基準条例及び横浜市建築基準法施行細則の一部改正について（お知らせ）

日頃から本市建築行政に御協力いただき、ありがとうございます。

令和 3 年 10 月 5 日に横浜市建築基準条例及び横浜市建築基準法施行細則を一部改正しました。

〈主な改正内容〉

（１）横浜市建築基準条例

既存不適格建築物を用途変更する場合に、現行規定の適用を一部に限定する規定を新設します。

（２）横浜市建築基準法施行細則

- ・用途変更に関する規定の新設に伴い、細則別表第 1 の項の追加、移動の対応を行います。
- ・その他行政手続きにおける負担の軽減、利便性の向上等を目的とした改正を行います。※押印廃止に伴う各様式の改定等。

※詳細については、以下の URL をご確認ください。

横浜市建築基準条例

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/jorei/ki_junjourei/ki_junjourei.html

横浜市建築基準法施行細則

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/jorei/saisoku.html>

※改正条例・細則は市報に掲載されております。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/jorei/shiho/shiho.html>

【お問合せ先】

建築局建築企画課
中口、山崎、大富